

平成24年度六戸町社会福祉協議会事業計画

基本理念

「みんなで支え合い

すべての人が 安心して暮らせる町づくり」



基本方針

少子高齢化の進行と単身世帯の増加する中、住民間の社会的つながりの希薄化により「共助」機能が低下し、生活課題の複雑・多様化してきています。このような状況の中、誰もが安心して暮らすことのできる町づくりのためには、小地域を基盤とした近隣の見守り・助け合い活動や福祉ニーズの発見・把握・災害時の対応など小地域活動がますます重要性を増しています。

社会福祉協議会では、福祉を取り巻く環境の変化によって生じてくる福祉問題の解決にむけて、地域福祉の進行役として中核的な役割を果たすため、住民、行政や関係機関、ボランティア団体、社会福祉施設、企業などとの協働・連携を強め、地域住民と共に様々な事業を通じて、地域福祉の推進を組織的に進めていきます。

重点事業

- 1 小地域福祉推進組織の基盤づくり
- 2 災害ボランティアネットワークの構築

1 住民参加で安心の町づくり（地域福祉活動の推進）

1-1 地域住民の主体的活動の推進

(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業（町受託事業 平成9年度～）

高齢者のみの世帯、障害者世帯等を対象に、各町内にほのぼの交流協力員を設置し、声掛けや訪問などにより、安否確認や状況把握を行い、問題の早期発見や孤独感の解消に努めます。

民生委員、ほのぼの交流協力員、区長と定期的な情報交換会を開催し、住民主体の地域ネットワークづくりの構築に努めていきます。

- ① ほのぼの交流協力員の設置
- ② 協力員委嘱辞令交付式 4月
- ③ 情報交換会 南町（二）町内会、たての台団地町内会 各年6回
- ④ 協力員連絡会 2月

(2) 緊急通報システム 福祉安心電話サービス事業（町受託事業 平成2年度～）

概ね65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、近隣に4人～5人の協力員を配置し、緊急時の安全と不安の解消を目的に、県社会福祉協議会が運営する福祉安心電話を設置し24時間体制で見守りをします。近隣の住民、福祉、保健、医療など地域の関係機関・団体とネットワークを図り見守り体制の充実を図ります。

- ① 協力員研修会 11月
- ② 設置者・協力者説明会 随時
- ③ ふれあいテレフォン 月1回、訪問 随時



(3) ふれあい・いきいきサロン（町受託事業 平成9年度～）

身近な公民館などを利用して、子供から高齢者まで地域の誰もが気軽に参加し町内会及び関係機関と連携を図りながら、小地域における介護予防並びに福祉コミュニティの活性化を図ります。

- ・開催地区 上吉田、七百、小平・柳町、鶴喰、大曲、長谷、金矢、川原新田
小松ヶ丘、みなみ（南町一、南町二）、沖山、通目木

(5) 小地域福祉推進組織の基盤づくり（新規） ★重点事業

※共同募金地域福祉活動事業重点配分により実施

希薄になりがちな地域社会（近所のつながり）の再構築と地域力向上を目的に、町内会を単位とした小地域福祉推進組織化を進めて行きます。地域の課題やニーズの早期発見・早期対応、地域住民同士の情報・課題の共有し、必要な時に地域で支援できるような仕組み作りを進めていきます。

地震や台風など、大きな災害に備え、地域住民が協力し避難援護活動が円滑にできるように災害時要援護者登録名簿の活用、要援護者マップの作成、町内会での災害時訓練などを実施し、災害時要援護者支援ネットワーク作りを進めていきます。

また、災害時に使用する備品を購入し災害時に備えるとともに、町内会等に貸出しをします。

(6) 福祉団体への支援（平成元年度～）

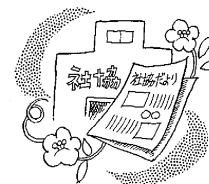
福祉団体等に助成金を交付し、福祉団体等の支援と育成を図り、当事者団体の福祉向上に努めます。

【助成団体】

町老人クラブ連合会・町身体障害者福祉会・町母子寡婦福祉会・町手をつなぐ親の会

1-2 福祉情報の提供

広報誌の発行、ホームページなどにより、各種福祉制度に関する情報や社協の事業など、住民の目線に立った福祉サービスの情報提供に努めていきます。



(1) 社協広報誌・情報誌の発行

- ① 社協だより「ふれあい」の発行 7月、 1月
- ② 社協通信「コラボ」の発行 5月、9月、11月、 3月
- ③ 行事予定表の発行 4月、6月、 8月、10月、12月、2月

(2) インターネットを活用した情報発信

ホームページの有効活用を目指し、内容の充実と更新を行います。

(3) パンフレットの作成

福祉サービス及び社会福祉協議会の活動・事業内容をまとめたパンフレット発行に向け、準備を進めていきます。

1-3 福祉意識の高揚と人材育成

(1) 社会福祉大会（平成元年度～）

社会福祉関係者及び住民が一堂に会し、社会福祉に対する理解と連携を深めると共に社会福祉の発展に功績のあった方々への表彰を行います。

- ① 青森県社会福祉大会
 - ・日時 平成24年11月上旬
 - ・場所 青森市文化会館
- ② 上北郡社会福祉大会 ※主管 六戸町
 - ・日時 平成24年 9月21日（金）
 - ・場所 六戸町文化ホール
- ③ 第17回六戸町社会福祉大会（社協まつりと併催）
 - ・日時 平成24年10月14日（日）
 - ・場所 六戸町文化ホール

(2) 社協まつり（平成8年度～）

住民、ボランティア、各関係団体などの参画をもってすべての人が福祉を考える機会として、楽しみながら福祉意識の高揚を図ります。

・日時 平成24年10月14日（日） ・場所 六戸町文化ホール

(3) 福祉標語・福祉写真の募集（平成20年度～）

町民の福祉に対する理解と関心を高め、意識の高揚を図り、福祉の心を育てることを目的として募集します。

- ① 募集内容 福祉標語（5部門）、福祉写真
- ② 審査会の開催 委員5人 年2回開催
- ③ 発表 10月上旬 ※最優秀賞者は町社会福祉大会で表彰

(4) 福祉サポーター養成研修（新規）

地域福祉の様々な分野について学び、課題に気付くことで地域福祉のこれからを考える機会とし、地域力を高めるために、地域の支え合い・助け合い活動を支える人材の育成を目的に開催します。

・開催予定 平成24年11月～24年12月 全5回

1-4 福祉課題の把握及び援護活動

(1) 福祉懇談会の開催

地域の中での困りごとや福祉課題を共有し、問題解決に向けて話し合うとともに社協が行う事業の説明を行います。

(2) 調査・研究

民生委員児童委員・保健・福祉・医療関係者との連携により、要援護者世帯の実態把握並びに福祉ニーズの把握に努めていきます。

福祉施設職員等専門職を対象としたアンケート調査を実施し、福祉ニーズの把握を行い、今後の事業展開に役立てていきます。

- ① 民協定例会での情報交換
- ② 保健・医療・福祉ケアシステムでの情報交換
- ② 福祉専門職アンケート調査の実施 7月



(3) 援護活動事業

自然災害、火災等の被災者等への支援活動として、災害により被害を受けた世帯へ災害見舞金支給並びに災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金を支給します。

① 災害見舞金

住居が全壊、全焼又は流出した場合	10,000円
住居が床上浸水した場合	5,000円
住居が半壊又は半焼した場合	5,000円
災害弔慰金	5,000円

② 災害ボランティア及び役職員による支援活動

2 人と人がつながる町づくり（ボランティア活動の振興）

2-1 福祉教育の推進

(1) ボランティア活動推進校の指定

町内の小・中・高等学校を指定し、各学校が地域と連携した福祉活動に取り組みながら、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕と社会連帯の精神を養うことを目的に実施します。

- ① 助成金 1校 50,000円以内
- ② ボランティア推進校連絡会議の開催



(2) 出前福祉講座

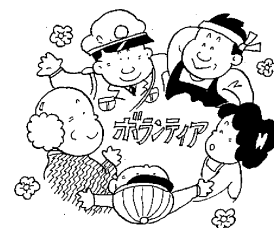
当事者やボランティア、社協職員、関係機関職員等が講師となり、学校や地域に出向き・福祉・ボランティア・その他の分野で実施します。

- ・主な内容 車椅子体験、高齢者疑似体験、手話体験、アイマスク・ガイド体験、点字体験、盲導犬について、福祉講話他

(3) 夏ボランティア体験

ボランティア活動に参加する意欲があっても参加のきっかけをつかむことが難しい人々に対し、「広がれボランティアの輪連絡協議会」が提唱する7月～8月の「ボランティア体験月間」に、楽しく活動を体験する機会を提供し、ボランティア活動に対する社会的な関心を広く喚起することを目的とします。

- ① 夏ボランティア体験打合せ会 5月中旬
- ② 7月～8月 ボランティア体験実施 受入れ施設 16団体
- ③ アンケートの実施・記録集の作成



2-2 ボランティアセンター機能の強化

地域住民のボランティアに対する理解と関心を深め、ボランティア活動の育成、援助を行うと共にボランティア相互の連携を図り、ボランティア活動を通じて地域福祉活動を推進します。

(1) 相談・登録・斡旋（平成7年度～）

ボランティア活動を希望する人からの相談、ボランティアを求めている施設・団体・個人からの相談、ボランティア活動の紹介など、ボランティアの橋渡しをします。

(2) ボランティアポイント制度（平成23年度～）

ボランティア活動をしている人や、これからボランティアを始める人に活動の実績に応じてポイントを発行し、ボランティア活動を始めるきっかけや活動継続への促進につなげていきます。

(3) 広報・情報提供（平成7年度～）

社協だより・社協通信・ホームページなどを活用しボランティアに関する情報を発信していきます。

(4) ボランティア交流会（平成23年度～）

地域の中で、様々な活動をしているボランティア・団体・企業等が集い、それぞれの活動に対する共通理解を深めるとともに、ボランティア相互の交流の輪を広げ、地域の支え合う力を高めることを目的とします。

・期日 平成25年3月23日（土）

(5) 収集ボランティア（平成7年度～）

誰でも気軽にできるボランティア活動として、町民、学校、企業、関係機関に広く呼び掛け、ブルタブ、使用済切手、エコキャップの収集ボランティアを推進していきます。

(6) 春のクリーン大作戦（平成14年度～）

町民及び企業・団体等が協働して清掃活動を実施することにより、ゴミ捨て防止及び町民の環境美化に対する意識の高揚を図り、清潔で快適な町づくりを推進することを目的とし実施します。

・日時 平成24年4月14日（土） ※雨天の場合は4月21日に延期

(7) 除雪ボランティア（平成23年度～）

概ね75歳以上の高齢者世帯、障害者のみで構成されている世帯などで、自力で除雪が困難かつ家族や親族及び近隣の協力が困難な世帯を対象に、除雪ボランティア作業を行います。
活動期間 12月～3月 主に中学生・高校生ボランティアを募集

(8) 住民参加型支え合いサービスの検討

高齢者世帯や障害者世帯を対象に、買物や軽微な家事など住民同士の支えあいによる活動の推進に向け、検討していきます。

(9) 子ども用品リサイクル事業（平成23年度～）

町民から提供していただいた子供用品を子育て中の人に無償で譲り、子育て支援を図ります。

2-3 災害ボランティアネットワークの構築

(1) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成 **★重点事業**

地震等の大規模災害に備え、住民、関係機関・団体・行政等と支援体制を構築し活動するうえでの方向性や方法などを示した災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成します。

災害ボランティアセンター運営マニュアル検討会の開催 年3回開催

(2) 災害ボランティアコーディネーターの育成（平成13年度～）

大規模な災害が発生した場合において、被災者の支援要請とボランティアとの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの育成を図ります。

県で実施している災害ボランティア養成研修会を活用し人材育成に努めていきます。

(3) 防災・減災の意識の高揚

福祉懇談会やふれあいいきいきサロンなどを活用し、住民の災害に対する意識の高揚に努めていきます。

3 人を大切に、柔軟に対応できる仕組みづくり（福祉サービス利用支援の充実）

3-1 総合的な相談支援活動の推進

(1) 心配ごと相談事業

心配ごと相談員が住民な様々の相談に応じ、関係機関と連携し問題の解決に努めます。電話相談を実施し、住民が気軽に相談できるようにします。

① 心配ごと相談所の開設 心配ごと相談員 11人

ア 開設日 毎週水曜日（祝日除く） 午前9時～正午

イ 場所 六戸町老人福祉センター

② 特設合同相談の開設

ア 人権合同相談の開設 6月、12月

イ 行政合同相談の開設 5月、10月

③ 移動相談 7月（小松ヶ丘）、9月（上吉田）、3月（七百）

④ 夜間相談 5月、9月、11月

⑤ 電話相談

⑥ 会議・研修等

ア 心配ごと相談所運営会議の開催 4月、10月

イ 相談技法研修会（青森市） 11月

ウ 事例検討会 11月



(2) 福祉総合相談

社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事など本会職員が福祉に関する相談に応じます。

(3) 苦情解決体制

社会福祉法第82条の規定に基づき、利用者からの苦情を解決するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの向上を図り、本会の福祉サービスを適切に利用できるように支援します。

① 苦情解決第三者委員運営会議の開催 4月

② 内部研修

3-2 福祉サービス利用支援の推進

(1) 日常生活自立支援事業（平成11年度～）

高齢、知的障害、精神障害により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類預かりサービス等を提供し、安心して暮らすことができるように支援します。

(2) 法人後見に関する検討（平成23年度～）

日常生活自立支援事業の利用者や相談者の中には、判断能力の低下が認められ、財産管理のためには成年後見制度の利用が適当と思われる方もいます。しかし、支援する人がないなどの理由に利用につながらない状況にあるため、法人後見について検討し、町と協議していきます。

3-3 低所得世帯等の自立支援の推進

(1) 生活福祉資金貸付（県社協受託事業 平成元年度）

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立を図り、安定した生活が送れるようにします。

償還率が低いことから、長期滞納世帯の面接を実施し、償還率アップに努めていきます。

① 資金種類 総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金

② 内 容

ア 借入申込者に対する相談支援

イ 貸付の必要性、妥当性の判断

ウ 貸付期間中、貸付決定後の定期的な相談支援、償還指導

エ 貸付審査会の開催

オ 制度の啓発・周知

パンフレット作成、広報誌への掲載、民協定例会・内部研修で本制度の説明

カ 長期滞納世帯の償還促進運動 8月、12月

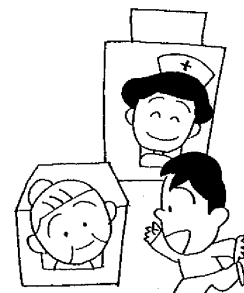
(2) たすけあい資金貸付事業

① 資金種類 生活資金、医療資金、療養資金

② 貸付金額 5万円（特別の場合 10万円以内）

③ 償還期間 6ヶ月（特別の場合 12ヶ月以内）

④ 貸付審査会の開催



(3) 高額療養費資金貸付事業

町国民健康保険の被保険者で医療費の支払が自己負担限度額を超える世帯に対して、当座の医療費の支払いに充てる資金として高額療養費支給見込み額の9割相当を無利子で貸付します。

4 自立した暮らしを支えるサービスの充実（在宅福祉サービスの充実）

4-1 地域福祉サービスの推進

(1) 在宅介護用器具貸付事業（平成2年度～）

在宅で介護している世帯の経済的及び介護負担の軽減を図ることを目的に車椅子とギャッジベットを無料で貸出します。

(2) 移送サービス事業（平成10年度～）

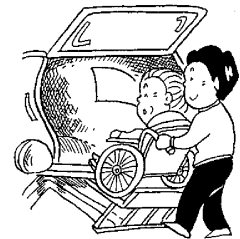
在宅の高齢者、障害者等で、公共の交通機関を利用して移動が困難な方を対象に運輸局の許可車両を使用し、有償で移送サービスを行います。

① 利用料

3km未満	300円（片道）
5km未満	500円（片道）
5km以上は5km毎に500円の加算	
40km以上は10km毎に500円の加算	

② 利用時間 午前8時～午後5時（土日祝日は除く）

③ 実地地域 町内、十和田市、三沢市、おいらせ町、八戸市等



(3) 家族介護者支援事業

① 在宅介護者の集い（平成5年度～）

介護者を介護から一時的に開放し、日帰り旅行等を活用した介護者相互の交流会を開催し介護者の心身のリフレッシュを図ります。

ア 開催予定 10月

イ 参加費 1,000円

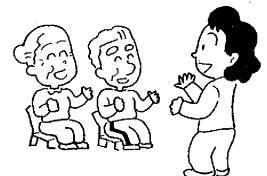
ウ 内容 日帰り旅行

② 介護教室（平成5年度～）

介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得することを目的として開催します。

ア 開催予定 年3回

イ 内容 料理教室、介護教室



4-2 介護予防・地域支援事業の推進

(1) 特定高齢者介護予防事業（町受託事業 平成19年度～）

要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の方を対象として要介護状態になることを予防するため、運動機能・口腔機能向上を目的として実施します。

- ① 実施日時 毎週水曜日 午前10時～12時まで
- ② 対象 65歳以上の特定高齢者
- ③ 内容 運動機能、口腔機能を向上させるためのプログラム実施
- ④ 指導者 保健師、理学療法士（3ヶ月に2回）、歯科衛生士（月1回）
- ⑤ 評価 3ヶ月を1クールとして、初めの月と終わりの月に理学療法士・歯科衛生師が評価する。

(2) 高齢者の健康づくり推進事業（町受託事業 平成11年度～）

老人クラブ連合会、関係団体等に広く参加を呼び掛け、高齢者の健康の保持増進と高齢者相互の交流を図ることを目的に各種事業を実施します。

- ① 対象者 おおむね60歳以上の高齢者
- ② 事業内容
 - ア グラウンドゴルフ大会 5月・9月
 - イ スポーツ大会 10月
 - ウ いきいき創作活動 7月・11月・2月
 - エ 喜楽笑の集い 2月
 - オ ふれあい・いきいきサロン 通年



(3) 軽度生活援助事業（町受託事業 平成12年度～）

日常生活上の支援を必要とする方に、訪問介護員が掃除、洗濯、調理、買物等の家事援助を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ります。

- ① 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で要介護認定で非該当と認定された方及び日常生活に支障がある方
- ② 内容 家事援助、相談・助言、安否確認等
- ③ 利用料 1時間 100円

(4) 食の自立支援事業（配食サービス）（町受託事業 平成11年度～）

調理の困難な方に対し、定期的に訪問し栄養のバランスのとれた食事を提供し、当該利用者の安否確認を行います。

- ① 対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 配達日 月～金曜日まで 昼・夕利用者の希望により（祝日除く）
- ③ 利用料 1食 500円
- ④ 配達 職員及び配達ボランティア



4-3 介護保険事業等の経営

(1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（平成12年度～）

訪問介護員が自宅などを訪問し、ケアマネージャーにより作成された居宅サービス計画に基づいて日常生活上の必要なサービスの提供を行い、在宅での生活を支援します。

利用者の心身の特性や状況等に応じ、可能な限り在宅での生活ができるよう適切なサービスを提供します。

① サービスの内容

- ア 生活援助（掃除、洗濯、買物、料理、後片付け、ゴミ捨て、ベットメイク）
- イ 身体介護（食事介助、排泄介助、オムツ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）

② 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前6時～午後10時

③ 打合せ会（週1回）

④ ケース検討会議（月1回）

⑤ 満足度調査の実施・分析

⑥ マニュアル見直し検討会議



(2) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護（平成12年度～）

自宅での入浴が困難な方に対し、看護職員と訪問介護員が自宅を訪問し、移動式の浴槽で入浴の介護を行います。ケアマネージャーにより作成された居宅サービス計画に基づきサービスを行います。

① サービス内容

入浴前の体調チェック→脱衣→入浴→着衣→入浴後の体調チェック

② 営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(3) 居宅介護支援事業（平成12年度～）

在宅での生活が継続できるよう、介護支援専門員が支援します。ケアプラン（介護保険を利用するための計画）の作成やサービス事業所との連絡・調整を行います。

① サービス内容

ア 介護保険に関する相談・助言・要介護認定申請の手続き代行

イ ケアプラン（居宅サービス計画）の作成

ウ 介護サービスを提供する居宅サービス事業者及び介護福祉施設との連絡調整

エ 市町村、保健・医療・福祉サービス機関との連絡調整

② 営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時まで

※祝日、12月31日から1月3日までを除く。

③ 認定調査・介護予防プラン作成（町受託）

④ 内部ケアマネージャー会議の開催

⑤ 利用者満足度調査の実施・分析

⑥ 事業啓発活動の実施

※介護保険事業の対象者

要介護認定において要介護1～5に認定された方、要支援1～2に認定された方

(4) 障害福祉サービス事業

居宅介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員が自宅を訪問し、身体介護、生活援助、生活に関する相談及び助言などのサービスにより、在宅で安心して暮らすことができるように日常生活の援助を行います。

① サービス内容

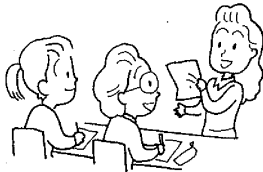
ア 身体介護（食事・入浴・排泄の介護、衣類の着脱・身体の清拭介助、通院介助等）

イ 家事援助（調理、洗濯、掃除、買物、ベットメイク等）

- ② 対象者
身体障害者、知的障害者、障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児）
精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む）
- ③ 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前6時～午後10時
- ④ ケース検討会の開催 月1回

5 民間性を発揮した社協づくり（組織基盤の強化）

5-1 組織体制の強化



(1) 法人運営会議

① 理事会

法人の経営に関する意思を明確にすると共に経営・運営上、必要事項等を定め、各種事業に関する協議により法人の方向性を決めます。

- ・開催予定 5月、9月、11月、3月

② 評議員会 ※評議員改選

法人運営上の議決機関として、事業計画・報告・予算・決算の議決や補正予算等重要な案件を審議します。

- ・開催予定 5月、9月、11月、3月

③ 正副会長会議

理事会及び評議員会等への提出案件や役職員に関する人事、その他意思決定事項や経営・運営に関する協議を行います。

- ・開催予定 月1回

(2) 監査会

理事の業務執行状況及び法人の財産の状況、事業等が適正に実施されているか監査します。

- ・実施予定 5月 決算監査、11月 中間監査

(3) 委員会

地域福祉事業等に関する協議・検討を行い、会長に進言します。

- ・開催予定 6月、2月

(4) 役員等研修

社会福祉協議会の役割について、認識を深め体制の強化を図ります。

- ① 役職員研修会の開催 11月
- ② 外部研修会への参加



5-2 財政基盤の整備

(1) 公費財源の確保

社協が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、補助金・受託金の継続的な要望を働きかけていきます。

(2) 基金の運用と増大

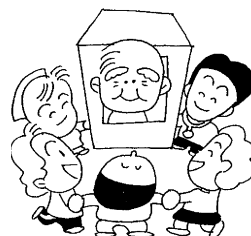
福祉基金や事業運営基金（介護保険積立金）の増大に努めるとともに、運用について検討していきます。

(3) 社協会員の加入促進

地域住民が主体となり、誰もが住みやすい町づくりを目指し、地域福祉活動を実施するため会員の確保に努め、社会福祉協議会の財政基盤の安定を図ります。

見越ヶ丘町内会、古里ニュータウン会員増強、団体会員協力企業の開拓に努めていきます。

一般会員	1,000円
賛助会員	2,000円
特別賛助会員	5,000円
団体会員	10,000円



(4) 共同募金運動の推進

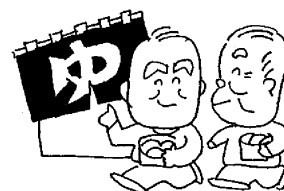
共同募金運動を推進し、募金実績により配分される地域配分金の拡大に努め、地域福祉の向上を図ります。

5-3 活動拠点の確保

(1) 町老人福祉センターの運営

町老人福祉センターの適切な管理運営に努め、利用者の増加を図ります。

- ① 火曜日、金曜日の入浴事業
- ② 入浴日を利用した生きがい活動の支援
- ③ 施設及び敷地内の管理・整備
- ④ 利用者名簿の作成
- ⑤ 避難訓練



5-4 人材の確保・育成

(1) 職員の資質向上

職員の資質向上のために、各種研修会への参加や内部研修会の実施により、知識及び技術を高めていきます。

- ① 教育・研修計画の策定
- ② 外部研修への派遣
- ③ 内部研修の開催 毎月1回程度
- ④ 国家資格取得の推奨

(2) 実習生・職場体験の受入れ

福祉人材育成として、六戸町及び近隣市町村出身の社会福祉を専攻している、学生及び社会人等を対象に社会福祉士、ホームヘルパー等、社会福祉に関する資格取得のための実習生の受入れをします。

- ① 社会福祉士 7月から9月までの23日間 県立保健大 1人
- ② 社会福祉主事
- ③ 職場体験

5-5 組織管理体制の確立

(1) 財務管理運営

社会福祉法人会計基準や社協経理規程により内部牽制をルール化し、適切に経理処理を行い、財務諸表の作成を行います。事業のコスト分析や利用者数の推移、利用率等の分析を行い経営状況の把握、課題等を明確にし、改善に向けて取り組んでいきます。

(2) 自己評価の実施

社会福祉法第78条第1項により、自己評価を行い利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めていきます。

- ① 青森県市町村社会福祉協議会連絡会で作成した自己評価表により実施
- ② 事務・事業報告書兼評価シートの作成と報告会の実施

(3) 情報公開

財務諸表については、地域住民に対して閲覧が出来るように対応するとともに、その概要について広報誌やホームページに掲載していきます。

(4) 個人情報保護

社協が把握している個人情報について、法令や規程等に基づき管理していきます。また、職員に対して守秘義務を徹底するとともに、個人情報は業務に必要な最小限度の収集に努めます。

(5) 業務の標準化・リスクマネジメント

業務内容を明らかにし業務マニュアル、リスク対応マニュアルを作成し、業務の標準化に努め、定期的に見直しを行っていきます。

